京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の概要について

（第55回、令和4年度第3回）

１　日　　時　　令和5年3月29日（水） 10時～11時半

２　会　　場 京都ガーデンパレス「祇園」

３　出 席 者 坂元座長、上田委員、康委員、木内委員、佐藤委員、外村委員、

中西委員、日下田委員

 　（阿久澤副座長、武田委員、齋藤委員　欠席）

　　　　　　　　京都府：人権啓発推進室長、教育庁人権教育室長他

４　傍 聴 者 なし

５　開　　会　　浅野人権啓発推進室長あいさつ

６　議事の概要

(1)　意見交換

# ◆　2023年度（令和５年度）実施方針・実施計画について

資料１－１ ～ 資料３－２により、事務局から説明

【委員の意見】

○　こども基本法について、都道府県としては国の大綱を受けてこども計画を検討するため、令和５年度は特に実施方針上に記載しないとのことであるが、例えば「閣議決定を受けて速やかに基本計画を作成するために準備を進める」等の文言を記載してはどうか。

○　薬物依存症の回復者の方の対応について、令和５年度は厚生労働省の予算として「依存症対策の推進」として予算がつけられた。その中には依存症の正しい理解の普及啓発という項目も含まれており、回復者への偏見をなくすような取組についても今後、どこかの時点で記載いただきたい。

○　あくまで避難所運営は住民主体で行うのが大原則であり、実施方針の記載の現状案を活かすのであれば、「女性の積極的参加を目指すことで、女性目線での避難所運営が進み、避難所生活において女性が抱える課題・困難等への対応が期待できる」旨の内容の追記を検討されてはどうか。

【主な質疑・応答】 　（○：委員、●：事務局等）

(1) 意見交換

# ◆　2023年度（令和５年度）実施方針・実施計画について

＜外国籍児童について＞

○ 事前の質問事項（資料3-2）として、義務教育をうけられていない外国籍児童についてお聞きし、教育委員会より市町村と連携していく旨を回答いただいたが、本来市町村が主体的に動かないと教育現場だけでの把握は困難だと思う。住民登録を管理する市町村が積極的に教育サイドと連携を取り合うことを推進していただきたい。

● 委員ご指摘のとおり、教育サイドのみで把握は難しいため、引き続き市町村等関係機関と連携していきたい。

＜ヘイトスピーチについて＞

○ 「2022年度（令和４年度）における人権をめぐる状況」の中で、京都地裁であったウトロ放火事件の有罪判決に言及がないことに違和感を持った。個別の事件についての記載が難しいのは理解するが、一般的な人権啓発の内容となれば、抽象的な理念になりやすいということを懸念しており、府内で起きた事件や裁判結果を踏まえ、より具体的に人権を考える契機として、検討いただきたい。

● 人権に関する啓発は、抽象論ではなく、具体例も取り上げながらより効果的に行うべきであり、

京都府では、「京都朝鮮第一初級学校事件」というヘイトスピーチの象徴的な事案について、当室作成の「ヘイトスピーチと人権」という啓発冊子でも取り上げたところ。一方、実施方針については、府の人権施策の方向性という大きな視点を示すもの。個別の事業に対しては、人によって異なる見方、意見が存在しうることから、実施方針の中で言及することについては、啓発の場面とな異なる扱いとせざるを得ないと考えており、御理解いただきたい。

＜犯罪被害者支援について＞

○ 犯罪被害者等支援活動推進事業に関する報告ついて、犯罪被害者が窮地に陥る状態というのは我々も見てきたところであるが、そのような状況において、中長期的に専門家の支援が及ぶことは非常に重要であり、条例を機能させて、被害者を支援していただきたい。

○ 犯罪被害者支援に関して、マスコミの過剰な取材や報道があった際の対応について話があったが、マスコミの過剰な取材に対する批判があることも承知しており、昔と比べ現場での対応は変えてきている。

一方、当事者の声を伝えることも重要であり、大きな事件が起きた時の対応を考える際に、報道機関の意見等も事前に聞いていただけたらと思う。

＜身元調査に関して＞

○ 身元調査の問題であるが、一旦問題が発生するとその救済は難しいので、啓発活動、特に士業団体への啓発も折に触れて個別に啓発いただけるとありがたい。

＜LGBTQについて＞

○ LGBTQに関する啓発ではヒューマンフェスタ等のテーマとして啓発に取り組んでいるとのことであるが、教育については冊子を配布しているという程度の報告であったので、個別に人権教育の中で積極的に取り上げていただきたい。

＜インターネット上の人権問題について＞

○ インターネットと人権に関する啓発冊子の中身はこれから検討するとの話であったが、ネット上で人権侵害を受けると被害が継続し、広範囲に名誉、プライバシーが侵害される。府では、モニタリングを実施しているが、それらの活動をフィードバックするなどして、人権侵害を起こさないような取組を進めてほしい。

＜こども基本法について＞

○ 事前の質問事項（資料3-2）に対する回答として、都道府県としては国の大綱の策定

を受けてこども計画を作成していくため、令和５年度は特に実施方針上に記載しないとのことであるが、例えば「閣議決定を受けて速やかに基本計画を作成するために準備を進める」等の文言を記載してはどうか。

○ 今回制定されたこども基本法が示しているのは、尊重と対話の必要性である。学則に関し生徒が意見を表明したら、教師は学則だからで終わるのではなく、その合理性についての説明責任があり、こどもが尊重される権利や愛される権利をしっかり教師にも研修していく必要がある。

＜府民調査の結果に対する分析等について＞

* 事前の質問事項（資料3-2）に対する回答として、研修に参加された方の人権の関心が高まっているとのことであり、様々な手法により多くの方が参加できる啓発を期待する。

また、今後、日常生活が変化する中、パンデミックの中で学んだ経験等を忘れることなく、WITH

コロナ禍での人権啓発において活用していく必要がある。

＜薬物依存症の回復者の方への支援について＞

○ 前回会議で伝えたかった趣旨は、薬物依存症の回復者の方の対応についてである。令和５年度の厚生労働省の予算として、「依存症対策の推進」として予算がつけられた。その中には依存症の正しい理解の普及啓発という項目も含まれている。

すでに対応されているとは思うが、回復者への偏見をなくすような取り組みについても今後、

どこかの時点で記載いただきたい。

＜避難所運営等について＞

○ 避難所運営を男女共同参画の視点でということではなく、包括的な取り組みであるという副座長の意見はおっしゃるとおりで、自分が避難所運営に関し講演する際には、あくまで運営は住民主体で行うのが大原則だと伝えている。実施方針の記載の現状案を活かすのであれば、「女性の積極的参加を目指すことで、女性目線での避難所運営が進み、避難所生活において女性が抱える課題・困難等への対応が期待できる」旨の内容の追記を検討されてはどうか。

○ 人権啓発をする側からの人権への配慮はよく目にするが、防災側からの発信では人権があいまいに記載されていることが多い。避難所運営やワークショップを行うとのことで、実際に事業を行う側が人権に関する記載は明確にする必要がある。